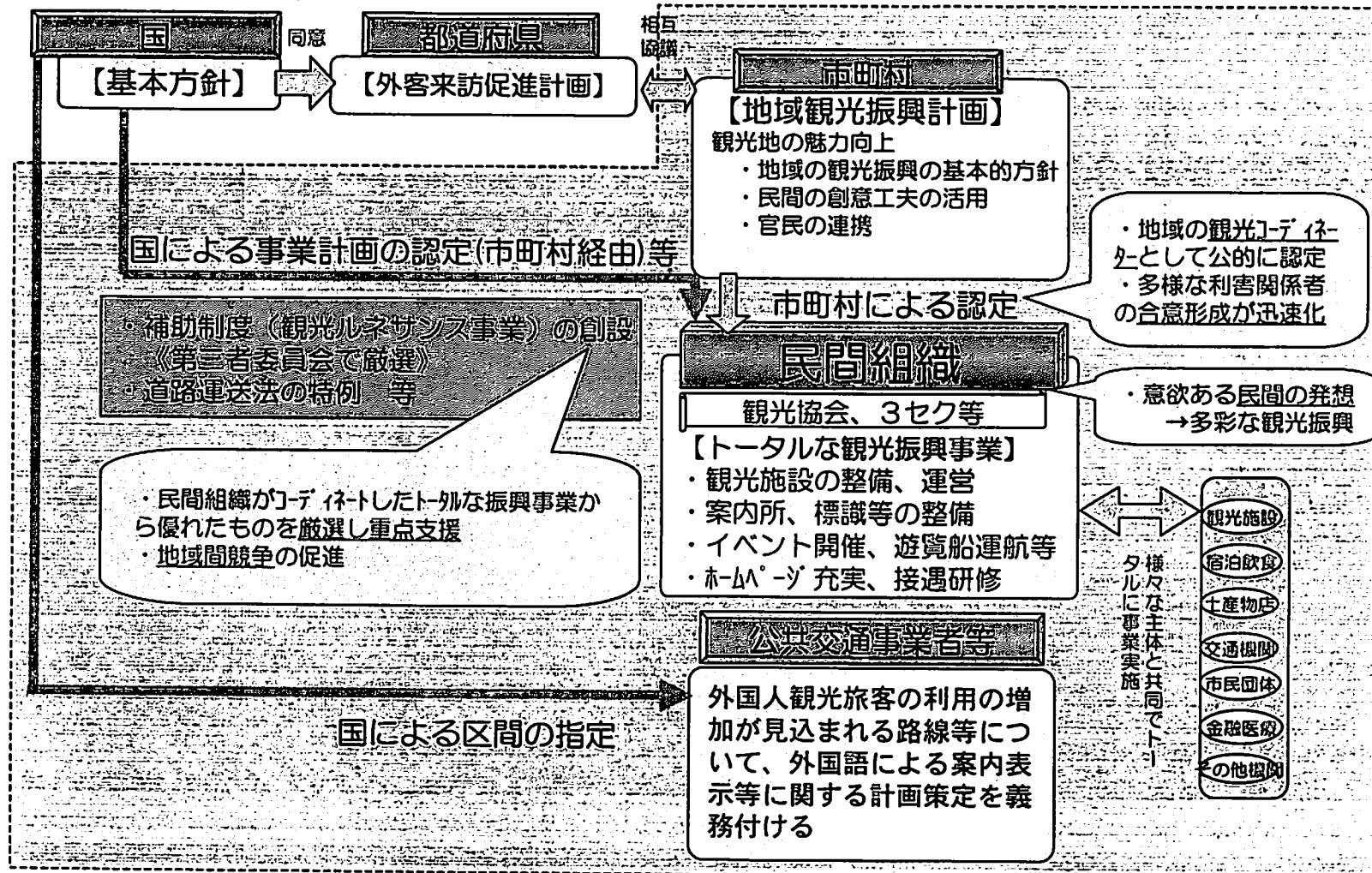
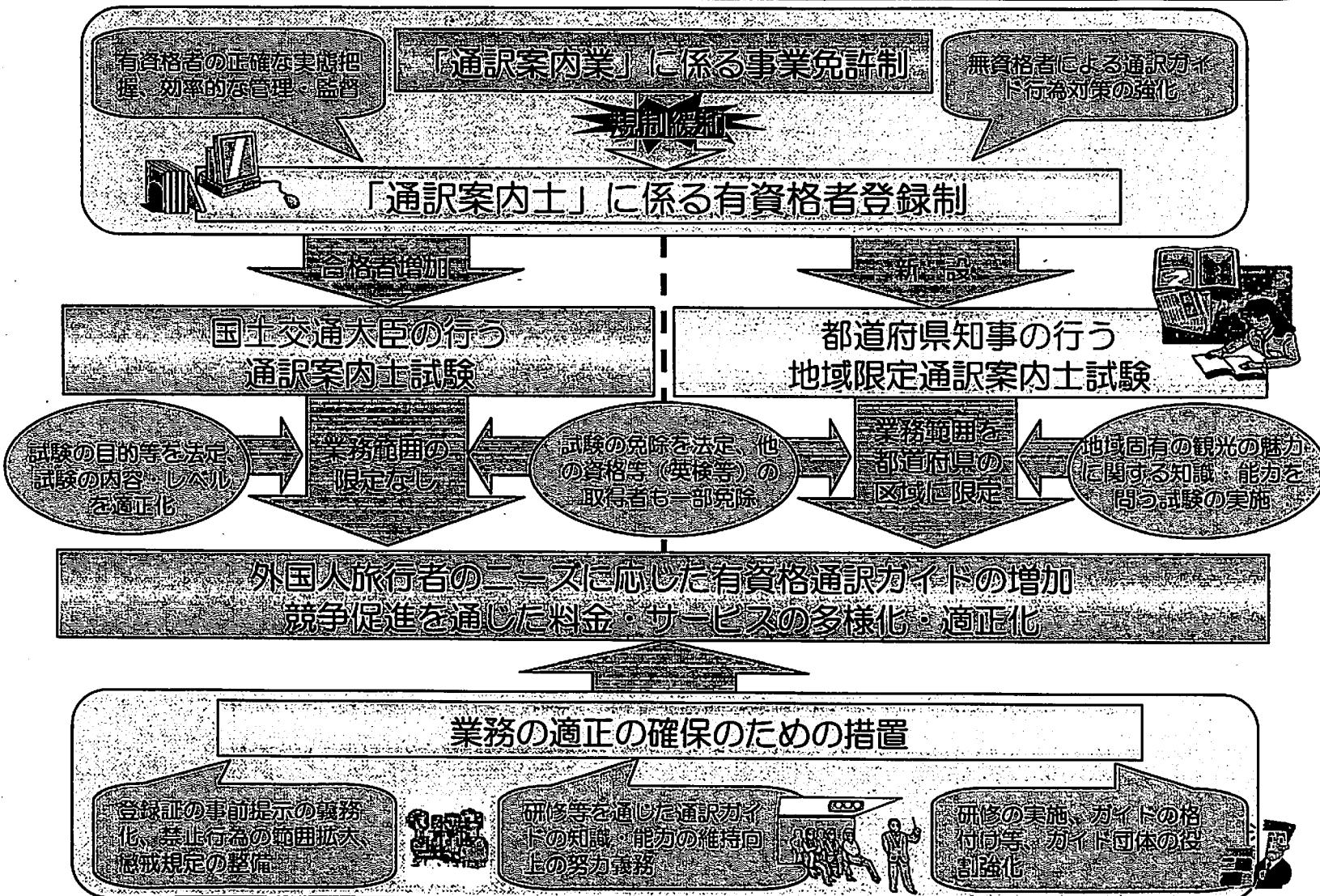


## 外客誘致法の改正による国際競争力ある観光地の整備

外国人観光旅客にとって魅力ある観光地の整備を促進することで、外国人の訪日を促進



## 通訳案内業法・外客説明法の改正による通訳ガイド制度の改善



## 通訳ガイド育成の方策 概要

平成 18 年 10 月  
通訳ガイド育成検討委員会

現 状	課 題	今後の取組方針
<p>○ 利用側の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人観光客数は、アジア・オーストラリアを中心とし急激に増加。</li> <li>・国・地域によっては、個人旅行やリピーターの割合が高くなっている。</li> <li>・通訳ガイドの活用者側の状況は、必ずしも十分に活用されていない。</li> </ul> <p>○ 通訳ガイド側の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の通訳案内士の人数の絶対数は少なく、来道外国人観客数に比べて、その増加率も小さい。</li> <li>・言語別では、英語が全体の3分の2を占め、中国語、韓国語は非常に少ない。</li> <li>・地域別では、道央圏に偏っており、道南・道北・道東圏は非常に少ない。</li> <li>・北海道が地域限定通訳案内士制度を導入した場合、試験の受験の意向は大きく、通訳ガイドのなり手側の意欲は高い。</li> <li>・通訳ガイドとしての実務経験などが不足しており、実務を通じたスキルアップが計りにくい状況にある。</li> </ul>	<p>○ 需給面での課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有資格者の数の不足、実務経験等の不足、PR不足などにより、通訳ガイドの活用者側のニーズに対応できる体制が構築されていない。</li> </ul> <p>○ 制度面での課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格制度のみに依存した通訳案内士制度は、現在の日本のインバウンド・ツーリズムを取り巻く状況に対応できていない。</li> <li>・地域限定通訳案内士試験は、通訳案内士試験（国家試験）と同等の水準が求められており、柔軟な試験水準・試験内容の設定が難しい。</li> <li>・団体客の外国人添乗員などが、添乗行為のほかに通訳ガイド行為を無資格で行っている事例が見られる。</li> </ul>	<p>1. 通訳ガイド育成のための短期的取組事項</p> <p>○ <b>通訳ガイドの活動機会の創出に向けた対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通訳ガイド制度やサービス内容の周知の強化</li> <li>・流通メカニズムの整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 海外の観光客などに積極的にPRする紹介システムの構築</li> <li>② 通訳ガイド団体の創設を目指す</li> <li>③ 通訳ガイドと観光関係事業者や観光関係団体とのパートナーシップの強化</li> </ul> </li> <li>・新たな商品サービスの提供</li> </ul> <p>○ <b>有償ガイドサービスの水準の向上に向けた対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産学官一体となったトータルパッケージとしての教育プログラムの早期構築・実践</li> <li>・教育プログラムの一環として、地域限定通訳案内士試験制度を導入することによる、通訳ガイドの質の向上と数の増加・多様化に向けた対応を促進</li> </ul> <p>2. 通訳ガイド育成のための中・長期的取組事項</p> <p>○ <b>法制度の改正・整備に向けた提言</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在のインバウンドツーリズム環境に即するよう、再度の法改正を提言</li> <li>・地域限定通訳案内士試験実施基準やガイドラインの改正を提言</li> </ul> <p>○ <b>通訳ガイドの社会的地位の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有償ガイドサービスの市場への浸透の促進</li> <li>・観光関係事業者などによる通訳ガイドの雇用環境の創出</li> </ul>

○ 通訳ガイド側の現状

- ・現在の通訳案内士の人数の絶対数は少なく、来道外国人観客数に比べて、その増加率も小さい。
- ・言語別では、英語が全体の3分の2を占め、また数多く訪れる台湾、香港、韓国からの観光客に必要な中国語、韓国語はそれぞれ15人、14人と非常に少ない。
- ・地域別では、札幌を中心とした道央圏に偏っており、道南・道北・道東圏は非常に少ない。

表5 <道内通訳案内士数（言語別、支庁別）平成18年度9月現在> (単位：人)

支庁名	英語	フランス語	スペイン語	ドイツ語	中国語	ヒュア語	韓国語	合計
石狩	65	4	3	6	12	7	10	107
渡島	6	0	0	0	0	0	1	7
檜山	0	0	0	0	0	0	0	0
後志	5	0	0	0	2	0	0	7
空知	3	0	0	0	0	0	0	3
上川	5	0	0	0	0	0	1	6
留萌	0	0	0	0	0	0	0	0
宗谷	0	0	0	0	0	1	0	1
網走	1	0	0	0	1	0	0	2
胆振	9	0	0	1	0	0	2	12
日高	0	0	0	0	0	0	0	0
十勝	3	0	0	0	0	0	0	3
釧路	1	0	0	0	0	0	0	1
根室	1	0	0	0	0	0	0	1
合計	99	4	3	7	15	8	14	150

(参考) 全国の通訳案内士数(平成18年4月現在):

10,241人(うち英語 6,985人、中国語 1,041人、韓国語 466人)

表6 <道内通訳案内士数の推移(各年度末)> (単位：人)

H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
102	106	111	116	121	125	131	134	139	142	150

- ・北海道が地域限定通訳案内士制度を導入した場合、試験の受験の意向は大きく、通訳ガイドのなり手側の意欲は高い。特に、札幌シティガイド検定合格者、留学生、通訳ボランティアガイド、語学学校就学者で受験の意向が特に大きくなっている。
- 通訳ガイド資格取得意向者には、バスガイド・ボランティアガイド・宿泊施設のフロントマン・観光学専攻の学生・専門学校生などが想定される。また、短期的には、留学生帰国者などの外国籍市民や外国人留学生など外国语能力を有している人が資格取得に有利に働くことが想定される。

## 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（抜粋）

### （定義）

第二条 この法律において「外客来訪促進地域」とは、我が国固有の文化、歴史等に関する外国人観光旅客の理解の増進に資する観光資源を有する観光地及び宿泊拠点地区が存在し、かつ、それらを結ぶ観光経路の設定により外国人観光旅客の来訪を促進する地域をいう。

### （基本方針）

第三条 土国交通大臣は、外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

### （外客来訪促進計画）

第四条 都道府県は、単独又は共同して、次に掲げる事項について、当該都道府県内の外客来訪促進地域への外国人観光旅客の来訪の促進に関する計画（以下「外客来訪促進計画」という。）を定めることができる。

- 一 外客来訪促進地域の区域
  - 二 宿泊拠点地区の区域
  - 三 外客来訪促進地域における観光経路
  - 四 外国人観光旅客に対する案内施設の整備の方針
  - 五 我が国固有の文化、歴史等に関する外国人観光旅客の理解の増進に資する施設であつて宿泊拠点地区においてその整備を図ることが適当と認められる施設として国土交通省令で定めるもの（以下この号において「特定施設」という。）の整備を図る場合にあっては、特定施設の種類、位置、規模その他必要な事項
  - 六 外客来訪促進地域の海外における宣伝の方針
  - 七 外客来訪促進地域において地域限定通訳案内士の育成及び確保を図る場合にあっては、地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項その他必要な事項
  - 八 その他外客来訪促進地域への外国人観光旅客の来訪の促進に関する事項
- 2 都道府県は、外客来訪促進計画を定めようとするときは、国土交通大臣の同意を得なければならない。
- 3 土国交通大臣は、外客来訪促進計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同意を下すものとする。
- 一 その外客来訪促進計画に係る外客来訪促進地域（以下この項において「計画地域」という。）への外国人観光旅客の来訪が、我が国に対する理解の増進に資するものであること。
- 二 その外客来訪促進計画に係る宿泊拠点地区が、国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第七条第一項の登録ホテル、同法第十八条第二項の登録旅館その他の外国人観光旅客の利用に適する宿泊施設を相当数有し、外国人観光旅客の宿泊拠点として適当なものであること。
- 三 計画地域における観光経路が、外国人観光旅客の旅行に適するものであること。
- 四 計画地域の海外における宣伝の適切な実施及び当該宣伝の実施による外国人観光旅客の来訪の促進が見込まれるものであること。
- 五 地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項が定められた場合にあっては、次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 当該地域限定通訳案内士試験が行われる都道府県内の計画地域が、地域固有の観光の魅力についての通訳案内（通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第二条に規定する通訳案内をいう。以下同じ。）に対する外国人観光旅客の需要に応ずるに足りる適当な通訳案内士が不足しているため、地域限定通訳案内士の育成及び確保が必要がある

と認められる地域であること。

ロ 当該地域限定通訳案内士試験が、円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

六 その他その外客来訪促進計画を実施することが計画地域への外国人観光旅客の来訪の促進に資すると認められるものであること。

4 都道府県は、第二項の規定により国土交通大臣の同意を得ようとするときは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。

5 都道府県は、外客来訪促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 都道府県は、外客来訪促進計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の同意を得なければならない。この場合においては、前三項の規定を準用する。

### （地域観光振興計画）

第五条 その区域の全部又は一部が前条第三項（同条第六項後段において準用する場合を含む。第二十六条第二項において同じ。）の規定により国土交通大臣が同意した外客来訪促進計画に係る外客来訪促進地域の区域内にある市町村（以下単に「市町村」という。）は、基本方針に基づき、単独又は共同して、次に掲げる事項について、当該市町村への外国人観光旅客の来訪の促進に資する観光の振興に関する計画（以下「地域観光振興計画」という。）を定めることができる。

### （地域限定通訳案内士の業務等）

第二十三条 地域限定通訳案内士は、その資格を得た都道府県の区域において、報酬を得て、通訳案内を行なうことを業とする。

2 地域限定通訳案内士については、通訳案内士法の規定を適用せず、この法律の定めるところによる。

### （地域限定通訳案内士となる資格）

第二十四条 地域限定通訳案内士試験に合格した者は、当該地域限定通訳案内士試験が行われた都道府県の区域において、地域限定通訳案内士となる資格を有する。

### （地域限定通訳案内士試験）

第二十六条 地域限定通訳案内士試験は、地域限定通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とする試験とする。

2 地域限定通訳案内士試験は、都道府県知事が、当該都道府県における地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項を含む外客来訪促進計画について第四条第三項の規定により国土交通大臣が同意した場合に限り、次条から第三十三条まで及び第三十六条第一項の規定並びに国土交通大臣の定める基準に基づき、これを行う。

### （試験の方法及び内容）

第二十七条 地域限定通訳案内士試験は、筆記及び口述の方法により行う。

2 筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

- 一 外国語
  - 二 当該都道府県の区域に係る地理
  - 三 当該都道府県の区域に係る歴史
  - 四 当該都道府県の区域に係る産業、経済、政治及び文化
- 3 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、当該都道府県の区域における通訳案内の実務について行う。

○国土交通省告示第七百三十七号

外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第二十六条第二項の規定に基づき、同項の基準を次のとおり定める。

平成十八年七月五日

国土交通大臣 北側 一雄

地域限定通訳案内士試験実施基準

1 試験の回数

地域限定通訳案内士試験（以下「試験」という。）は、原則として、毎年少なくとも一回行う。

2 筆記試験の合否判定の方法

筆記試験の合否判定は、外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第二十七条第二項各号に掲げるすべての科目について合格基準点に達しているか否かを判定することにより行う。

3 筆記試験の難易度

筆記試験は、難易度の極端に高いものであつてはならない。

4 外国語筆記試験

一 外国語の筆記試験（以下「外国語筆記試験」という。）は、地域限定通訳案内士の業務を適切に行うために必要な説解力、説明力、語彙力等の総合的な外国语の能力を問うものとする。

二 出題する外国语は、通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第五条に規定する通訳案内士試験（以下単に「通訳案内士試験」という。）において実施されているものの（英語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、中国語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、韓国

語又はタイ語）のうち、外客来訪促進法第四条第二項の規定に基づき国土交通大臣が同意をした外客来訪促進計画において定められているものとする。

三 外国語筆記試験の方法は、記述式とする。

四 試験時間は、百二十分とする。

五 外国語筆記試験は、満点を百点とし、平均点が六十点程度となるような出題に努める。

六 外国語筆記試験の合格基準点は、原則として七十点とする。

七 外国語筆記試験は、当分の間、通訳案内士試験と同一の出題とし、合否判定についても、通訳案内士試験と同一の試験委員が行うものとする。

八 財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の一級に合格した受験者については、外国语筆記試験（英語）を免除することができる。

地理等筆記試験

一 当該都道府県の区域に係る地理、歴史並びに産業、経済、政治及び文化の筆記試験（以下「地理等筆記試験」という。）は、当該都道府県の観光の魅力に関する事項のうち外国人観光旅客の関心の強いものを題材として、受験者に通訳案内の業務を擬似的に行わせる」とにより実施するものとする。

四 試験時間は、八分程度とする。

五 合否判定は、次に掲げるすべての項目について合格基準点に達しているか否かを判定することにより行う。

- (一) 聞き取り能力
- (二) 表現力
- (三) 発音及び文法の正確性
- (四) 質問に対する回答能力

六 「から」回までに掲げるもののほか、旅行者に対する配慮の適切性、通訳案内業務に対して必要な適性

七 前各項に定めるもののほか、試験の出題方法その他の

五 地理等筆記試験の合格基準点は、各科目について、原則として、六十点とする。

六 口述試験

一 口述試験は、総合的な外国语の能力並びに当該都道府県の区域に係る地理、歴史並びに産業、経済、政治及び文化の知識を活用したコミュニケーションを図るために実践的な能力のほか、地域限定通訳案内士として必要な適性について判定するものとする。

二 口述試験を受けることができる外国语は、受験者が筆記試験において選択したものと同一のものとする。

三 口述試験は、当該都道府県の観光の魅力に関する事項のうち外国人観光旅客の関心の強いものを題材として、受験者に通訳案内の業務を擬似的に行わせる」とにより実施するものとする。

四 試験時間は、八分程度とする。

五 合否判定は、次に掲げるすべての項目について合格基準点に達しているか否かを判定することにより行う。

- (一) 聞き取り能力
- (二) 表現力
- (三) 発音及び文法の正確性
- (四) 質問に対する回答能力

六 「から」回までに掲げるもののほか、旅行者に対する配慮の適切性、通訳案内業務に対して必要な適性

七 前各項に定めるもののほか、試験の出題方法その他の

## 「外客来訪促進基本方針」、「地域限定通訳案内士試験実施基準」

## 及び「地域限定通訳案内士試験ガイドライン」のポイント

### 1. 試験方法

- ・試験は、原則として、毎年少なくとも1回行う。
- ・外国語の筆記試験（以下「外国語筆記試験」という。）は、地域限定通訳案内士の業務を適切に行うために必要な読解力、説明力、語彙力等の総合的な外国語の能力を問うものとし、当分の間、事業実施地域の制限のない通訳ガイドの資格を得るための試験（以下「通訳案内士試験」という。）と同一の出題とする。そのため、試験の実施日時は、外国語筆記試験に関しては、通訳案内士試験の実施日時に合わせるものとする。ただし、当該都道府県の区域に係る「地理」、「歴史」、及び「産業、経済、政治及び文化」の筆記試験（以下「地理等筆記試験」という。）並びに口述試験についてはこの限りではない。
- ・同一年度に実施される通訳案内士試験と、地域限定通訳案内士試験の同時受験は妨げない。
- ・同一年度に実施される複数の都道府県知事が実施する地域限定通訳案内士試験の同時受験は妨げない。

### 2. 試験委員

- ・地域限定通訳案内士試験委員は、原則として、外国語筆記試験については外国語ごとに2人以上、地理等筆記試験については科目ごとに2人以上、口述試験については外国語ごとに2人以上選任されるものとする。

### 3. 合否判定

- ・筆記試験の合否判定については、科目ごとに合格基準点を設定し、すべての科目について合格基準点に達しているか否かを判定することにより行う。受験者には筆記試験の合否のほか、科目ごとに合格基準点に達したか否かを通知する。
- ・外国語筆記試験に係る上記の合否判定事務については、通訳案内士試験における当該外国語筆記試験の試験委員と同一の試験委員が、同一の基準で行う。

#### 4. 試験免除

以下の表の左欄に掲げる者については、右欄に掲げる筆記試験を免除する。

地域限定通訳案内士試験の筆記試験の一部の科目について合格基準点に達した者	同一の都道府県知事が実施する次回の地域限定通訳案内士試験を受験する場合の、当該科目（外国語については同じ種類の外国语に限る。）についての筆記試験
一の外国語による通訳案内士試験に合格した者	当該外国語による地域限定通訳案内士試験を受験する場合の、外国語筆記試験
一の外国語による通訳案内士試験の外国语筆記試験について合格基準点に達した者	当該試験終了後最初に実施される当該外国语による地域限定通訳案内士試験を受験する場合の、外国語筆記試験
一の外国語による地域限定通訳案内士試験に合格した者	他の都道府県知事が実施する当該外国语による地域限定通訳案内士試験を受験する場合の、当該外国语の科目についての筆記試験
一の外国語による地域限定通訳案内士試験の外国语筆記試験について合格基準点に達した者	次回の当該外国语による地域限定通訳案内士試験を受験する場合の、外国語筆記試験
財団法人日本英語検定協会が実施する实用英語技能検定の一級に合格した者	外国語筆記試験（英語）

#### 5. 複数都道府県合同試験

- ・外客来訪促進法に基づく各「外客来訪促進地域」（いわゆる「国際観光テーマ地区」）を構成する都道府県については、合同で試験を実施することができる。
- ・地理等筆記試験については、合同試験の場合であっても、都道府県ごとに当該都道府県の観光の魅力に関する事項を問う問題を作成し、個別に試験を行う。この場合、受験者が同一年度内に複数の都道府県の試験を受験できるように、都道府県ごとに時間をずらして実施することとする。
- ・口述試験については、各都道府県が共通の試験委員を選定することで、各都道府県が共通で一度に試験を実施することができることとする。この場合は、合否の判定につ

いても共通で行うこととする。

- ・上記の合同試験で複数都道府県の試験に合格した場合であっても、地域限定通訳案内士の登録申請は、本人が登録を希望する個々の都道府県に対してそれぞれ行う。

## 6. 地域限定通訳案内士の試験実施に対する国土交通大臣の同意の基準について

### (1) 具体的基準

- ・都道府県内の外客来訪促進地域を訪れる外国人観光旅客の国籍ごとの数を勘案して、当該都道府県内において活動している通訳案内士の数が現に不足している、又は近い将来に不足すると見込まれる外国語についての地域限定通訳案内士試験が行われるものであること。
- ・当該都道府県知事により最初に行われる地域限定通訳案内士試験の実施計画の案が地域限定通訳案内士試験実施基準（平成18年国土交通省告示第737号）に基づき適切に策定されており、かつ、当分の間、当該地域限定通訳案内士試験が継続して行われることが見込まれること。
- ・外国語の筆記試験については、通訳案内士試験と同一の出題とし、国土交通大臣（独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）が試験事務を行う場合にあっては、機構）との間において、通訳案内士試験と同一の試験委員を選任することのほか、費用の負担割合等に関して合意がなされていること。
- ・当該都道府県の区域に係る地理等筆記試験に関する既存の資料、新たに作成するテキスト等（以下「資料等」という。）が指定されていること。
- ・当該都道府県知事その他の者により、通訳案内士及び地域限定通訳案内士に対する研修の実施、外国人観光旅客のニーズに適合した通訳案内士及び地域限定通訳案内士を紹介するための仕組みの整備、地域限定通訳案内士の団体の形成に向けた支援その他の通訳案内士及び地域限定通訳案内士の育成のための措置が講じられることが見込まれること。

### (2) 申請時期

- ・同意の申請は、通訳案内士試験の公告開始の少なくとも1ヶ月前までに行うこと。

## 7. 外国語筆記試験について

### (1) 試験方法

- ・試験は、難易度の極端に高いものであってはならず、地域限定通訳案内士の業務を適切に行うために必要な読解力、説明力、語彙力等の総合的な外国語の能力を問うものとする。
- ・出題する外国語は、通訳案内士試験において実施されているもののうち、国土交通大臣が同意をした外客来訪促進計画において定められているものとする。
- ・試験の方法は、記述式とする。
- ・試験時間は、120分とする。
- ・毎年の出題レベルをできる限り同じにするため、満点を100点とし、平均点が60点程度となるような出題に努める。
- ・当分の間、通訳案内士試験と同一の出題とし、合否判定についても、通訳案内士試験と同一の試験委員が行うものとする。

#### (2) 合否判定

- ・合否判定は、原則として70点を合格基準点とし、当該合格基準点に達しているか否かを判定することにより行う。

### 8. 地理等筆記試験について

#### (1) 試験方法

- ・試験は、難易度の極端に高いものであってはならず、当該都道府県の観光魅力に関する事柄のうち外国人観光旅客の関心の強いものについての知識を問うものとする。
- ・試験の方法は、多肢選択式とする。
- ・試験時間は、各科目について40分とする。
- ・内容は、都道府県において指定した資料等をベースとする。

#### (2) 合否判定

- ・合否判定は、原則として60点を合格基準点とし、当該合格基準点に達しているか否かを判定することにより行う。

### 9. 口述試験について

- ・試験は、総合的な外国語の能力並びに当該都道府県の区域に係る地理、歴史並びに産業、経済、政治及び文化の知識を活用したコミュニケーションを図るための実践的な能力のほか、地域限定通訳案内士として必要な適性について判定するものとする。

- ・試験を受けることができる外国語は、受験者が筆記試験において選択したものと同一のものとする。
- ・試験は、当該都道府県の観光の魅力に関する事項のうち外国人観光旅客の関心の強いものを題材として、受験者に通訳案内の業務を擬似的に行わせることにより実施するものとする。
- ・試験時間は、8分程度とする。
- ・試験実施方法は、受験者ごとに質問事項が大きく異なることがないような方法とする。
- ・合否判定は、試験官ごとに基準が大きく異なることがないよう、あらかじめ以下の評価項目ごとに、具体的な合格基準点を設定しておくものとする。その上で、すべての評価項目について当該合格基準点に達しているか否かを判定することにより行う。

#### 評価項目

- ・聞き取り能力
- ・表現力
- ・発音及び文法の正確性
- ・質問に対する回答能力
- ・上記に掲げるもののほか、旅行者に対する配慮の適切性、通訳案内業務に対する十分な意欲等地域限定通訳案内士として必要な適性

ホーム > 税について調べる > お酒に関する情報 > お酒についてのQ&A > 【自家醸造】

### 【自家醸造】

Q2 旅館で自家製の梅酒を食前酒として提供することに問題はありますか。

A しううちゅう等に梅等を漬け込む行為は、原則として、酒類の製造に該当しますが、消費者が自分で飲むため(Q1参照。)に酒類に次の物品以外のものを混和する場合には、例外的に製造行為としないこととしています。

1 米、麥、あわ、とうもろこし、こうりやん、きび、ひえ若しくはでんぶん又はこれらのこうじ

2 ぶどう(やまぶどうを含みます。)

3 アミノ酸若しくはその塩類、ビタミン類、核酸分解物若しくはその塩類、有機酸若しくはその塩類、無機塩類、色素、香料又は酒類のかす  
したがって、一般に家庭で梅酒をつくることは問題ないことになりますが、質問の場合には、消費者が自分で飲むために行うことに当たらないので製造行為に該当しますから、製造免許が必要となります。なお、酒類製造免許を受けていない場合には、無免許製造犯として処罰されることとなります。

根拠法令等:

酒税法第7条、第43条第1項、第11項、第54条、同法施行令第50条、同法施行規則第13条第3項

### 【自家醸造】| お酒についてのQ&A | 国税庁

1/1 ページ

ホーム > 税について調べる > お酒に関する情報 > お酒についてのQ&A > 【自家醸造】

### 【自家醸造】

Q3 「手造り麦芽飲料用」の缶入り、いわゆる「ビールキット」を購入して、自宅で自家製ビールを造ることに問題はありますか。

A 酒類を製造する場合には税務署長の免許が必要となります。

酒類とは、宿税法上、アルコール分1度以上の飲料(薄めてアルコール分1度以上の飲料とすることのできるもの又は溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含みます。)をいい、当該製品により製造されたものがアルコール分1度以上の飲料となる場合は、酒類製造免許が必要になります。

ただ、ビールの製造免許は、年間の製造見込数量が60kLに達しない場合には受けることができません。

購入された商品については、アルコール分1度以上にならないよう製造方法が取扱説明書に具体的に記載されていると思われますので、その注意書に沿って、アルコール分が1%未満となるようにしてください。

酒類の製造免許を受けないで酒類を製造した場合は、5年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられるほか、製造した酒類、原料、器具等は没収されることになります。

根拠法令等:

酒税法第7条、第54条

### お酒についてのQ&A 目次

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 電話番号03-3581-4161(代表) / Copyright(c)国税庁

ホーム > 税について調べる > お酒に関する情報 > お酒についてのQ&A > 【総則】

## 【総則】

Q2 お酒にかかる税金、いわゆる酒税の税率はどのくらいですか。(酒税率一覧表)

A

- 1 酒税は、酒類の消費に着目して負担を求める間接消費税ですが、その税率は数量による従量課税方式を採用しています。
  - 2 酒税法では、酒類を、「発泡性酒類」、「醸造酒類」、「蒸留酒類」及び「混成酒類」の4種類に分類し、その分類ごとに異なる税率を適用することを基本としています。
- 具体的な税額は「酒税率一覧表(平成18年5月1日現在)(PDFファイル/85KB)」のとおりです。

○ 参考(1リットル当たりの酒税額)

財務省より				
分類	該当する酒類	アルコール分	1リットル当たりの税額	1度当たりの加算額
発泡性酒類	ビール【基本税率】	20度未満	220円	—
	発泡酒(麥芽比率25~50%)	10度未満	178円	—
	発泡酒(麥芽比率25%未満)	10度未満	134円	—
醸造酒類	その他の発泡性酒類 (キップ等を原料としたものに一定のものに限り)	10度未満	80円	—
	清酒	22度未満	120円	—
	果実酒	—	80円	—
蒸留酒類	その他の醸造酒【基本税率】	20度未満	140円	—
	しおちゅう【基本税率】	20度	200円	10円
	ウイスキー／ブランデー／スピリッツ	37度	370円	10円
混成酒類	リキュール／甘味果実酒	12度	120円	10円
	合成清酒	—	100円	—
	みりん	—	20円	—
	粉末酒	—	390円	—
	雑酒【基本税率】	20度	220円	11円

根拠法令等:  
酒税法第23条

## 【無免許販売】 | お酒についてのQ&amp;A | 国税庁

ホーム > 税について調べる > お酒に関する情報 > お酒についてのQ&A > 【無免許販売】

## 【無免許販売】

Q1 酒類販売業免許を受けないでお酒を販売している店があるので、取り締まってほしい。

A

- 1 酒類販売業免許を受けないで酒類の販売を行うことは、酒税法第9条違反となり、酒税法第56条に規定する罰則の対象となります。  
酒類の無免許販売業に対する取締りは、国税局又は税務署において、その情報を収集するとともに、無免許販売業の疑いがある場合には厳正な調査を行い、酒税法違反行為が認められた場合には、当該規定により処分することとしております。
- 2 無免許販売業についてお気づきの点があれば、最寄りの国税局又は税務署に具体的な情報提供をお願いします。情報提供者の秘密は厳守します。  
なお、社内労働者からの通報(内部告発)に対しては、公益通報者保護法によって、解雇等の不利益な取扱いから保護されます。

根拠法令等:

酒税法第9条、第56条

## お酒についてのQ&amp;A 目次

ホーム > 税について調べる > お酒に関する情報 > お酒についてのQ&A > 【販売業免許等】

## 【販売業免許等】

Q3 酒類の販売についてなぜ免許が必要なのですか。

A 酒税は、消費税(消費税法における「消費税」とは異なります。)の一つであり、その消費の背後に担税力(負担する能力)があるとみて課されるものですが、その負担は高率であるため、確実にこれを賦課徴収できる仕組みが必要です。

酒税は、製造者等を納稅義務者として、酒類が製造場から移出された時点で課されることとされていますが、製造者が納稅した酒税負担は、販売価格の原価を構成することを通じて、最終的には消費者に転嫁されることが予定されている間接税です。

このような酒税の性格からすると、酒類製造者にとっては、酒税相当額を含む酒類販売代金が確実に回収されなければならないことから、酒税の確実な回収とその税負担の消費者への円滑な転嫁を確保するため、製造者と消費者との間の流通段階に位置する酒類販売業者については免許制を採用しています。

## 【販売業免許等】| お酒についてのQ&A | 国税庁

1/1 ページ

ホーム > 税について調べる > お酒に関する情報 > お酒についてのQ&A > 【販売業免許等】

## 【販売業免許等】

Q24 構造改革特区内において濁酒の製造免許を受けようとする場合の手続きについて教えてください。

A

1 酒類を製造しようとする場合には、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長から製造免許を受けることが必要です。製造免許を受けるためには、税務署長に免許の申請を行い、申請者の法律の遵守状況や経営の基礎の状況、製造技術能力、製造設備の状況等のほか、免許後1年間の製造見込数量が一定の数量(最低製造数量基準)に達しているかについて審査を受け、これらの要件を満たしていれば免許が付与されることになります。

2 構造改革特別区域法(以下、「特区法」といいます。)に設けられた「酒税法の特例」により、構造改革特別区域(以下、「特区」といいます。)内において「農業」と農家民宿や農園レストランなど「酒類を自己の営業場において飲用に供する業」を併せて営んでいる者が、特区内の自己の酒類製造場で、「濁酒」を製造しようとする場合には、免許の審査に当たり、最低製造数量基準は適用しないこととされています。これにより、特区内で農家民宿等を併せ営む農業者が濁酒を製造する場合には、他の免許の要件を満たしていれば、製造見込数量の多寡を問わず濁酒の製造免許を受けることができます。

3 特区法の酒税法の特例により、濁酒の製造免許を受けるためには、特区法上の要件と酒税法上の最低製造数量基準以外の要件を満たす必要があります。

### ○ 特区法上の要件

(1) 申請者は、特区内で、農業と酒類を自己の営業場において飲用に供する業(民宿業等)を併せ営む農業者であり、かつ、「特定農業者による濁酒の製造事業」の実施主体として特区計画に定められた者であること。

(2) 製造する酒類は、特区法に定められた濁酒に限ること(原料米は自ら生産したものに限る。)。

(3) 濁酒の製造は、特区内に所在する自己の酒類の製造場において行うものであること。

### ○ 酒税法上の要件

(1) 申請者等が酒税法10条1号から8号の規定に該当しないこと(人的要件)。

(2) 申請製造場が取締上不適当な場所でないこと(場所的要件)。

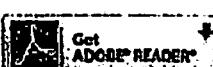
(3) 申請者の経営が薄弱でないこと(経営基礎要件)。

(4) 申請者が濁酒の製造に必要な技術的能力、十分な設備を備えていること(技術・設備要件)。

4 なお、濁酒の製造免許取得に関する事項、濁酒の製造・販売・提供を行うに当たり必要となる手続(酒税の納付や記帳など)等の詳しい内容は、「構造改革特別区における濁酒製造免許の手引(PDFファイル/475KB)」を参照してください。

根拠法令等:

酒税法第7条第1項、第2項、法令解釈通達第2編第10条1、同第2号関係から同第12号関係 等



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。

## お酒についてのQ&A 目次

## 消費者の信頼に応えた自家製の牛乳を販売

[宗谷・浜頓別町]

取組主体の名称	酪農業 小川文夫
取組の範囲	浜頓別町
開始年度	平成18年度

### 1 取組の背景

宗谷管内浜頓別町で酪農を営んでいる小川文夫さんは、乳牛や自然にふれて心を癒すとともに、酪農について理解を深めてもらおうと平成12年から牧場生活を体験できるファームインを行っている。

かねてより宿泊した家族から「搾りたての牛乳が飲みたい」と要望を受けていたため、自家製牛乳の販売を図った。



〈喫茶店「べこっこ」〉

### 2 取組の具体的内容

15年から牧場内で営業している喫茶店「べこっこ」で、多くの人に自家製の牛乳を手軽に飲んでもらおうと、殺菌、冷蔵施設を備えた低コストの専用加工施設を建設して自家製の牛乳「ぶんちゃん牛乳」の販売を18年4月から始めている。

生乳の生産過剰が問題になっているが、この取組で牛乳のおいしさを知ってもらい消費拡大のきっかけになることを期待している。

### 3 取組の具体的効果

牧場を訪れた人に、新鮮な牛乳は甘くておいしいと好評を得ている。

また、北海道でも初めての取組ということから、新聞記事等にも取り上げられ、低コストで設備を整えた方法について道内各地からの問い合わせが多数きいている。

### 4 今後の展開方向

今後も来店する人と接するなかで、酪農に関することや生産者の苦労を理解してもらい、生産現場での食の安全を知ってもらいたいと願っている。

### 5 取組に係る問題点と解決策

生産現場で搾りたての生乳を販売することは、食品衛生法により規制されており、同法の衛生基準をクリアするには通常、多額の設備投資が必要だが、稚内保健所の指導を受けながら販売を同店に限定すること等により低コストで設備を整えることができた。

連絡先：稚内市末広5-6-1 稚内地方合同庁舎 稚内統計・情報センター  
TEL:0162-33-1180

## 09 厚生労働省(特区)「絞りたての牛乳を消費者へ」

規制の特例事項の内容	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の概要(対応策)
<p>&lt;事業を実現する上で必要となる規制改革事項の提案&gt; 食品衛生法の緩和(乳等省令など)により搾りたての牛乳を消費者に提供する・          ①換算の方法: 乳等省令に係る原乳及び製品検査については乳製品工場や牛乳検査機関に依頼する          ②充填の方法: 牛乳パックやビン詰めせず、殺菌機により直接詰めのできる容器に充填する          ③殺菌の方法: 自記温度計付きバステライザーによる65°C30分又は75°C15秒の殺菌を行う          ④飲食する場所: 食品衛生責任者が在籍する喫茶店許可施設内</p>	牛乳の製造販売に係る食品衛生法等の規制緩和	食品衛生法	規制改革事項の4点を上から順に①②③④とする。①④に関して、公衆衛生上の影響が大きい営業として、政令で定める基準について都道府県知事の許可を要する。施設の基準は都道府県が条例で定める。北海道においては、乳処理業の施設基準については北海道食品衛生法施行条例で規定されている。②牛乳に使用できる容器包装(合成樹脂容器包装等)の種類については、乳及び乳製品の成分規格に関する省令3条で規定。なお、器具(コップ等)に関しては特段の規定なし。③牛乳の殺菌基準(保持式等)に関しては、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令第3条で規定。	<p>食品衛生法第51条に基づき、乳処理業の施設基準は都道府県が定めることとしており、具体的には北海道食品衛生法施行条例で規定されている。提案されている規制の特例事項の内容や具体的な事業の実施内容については、食品衛生法の考え方方に沿っており、法律・政令・省令・告示の規制緩和措置は必要ないものと考へられる。乳処理業の許可要件の個別事項の緩和については、道の食品衛生担当部局と協議されたい。②及び③に関して、牛乳に関しては、成分規格や製造基準等が乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(以下「省令」という。)で規定されている。また、同省令では使用できる容器包装に関する規定としている。この容器包装に関しては、牛乳について安全性の観点から規定がなされている。要請者は牧場訪問者に対して直接飲用を目的とした販売を規定しており、この場合、飲用に用いられる器皿が、食品衛生法上の器具に該当するか容器包装に該当するかで省令上の扱いが異なるため、要請者から詳細な情報の提供がなければ判断できない。なお、器具(コップ等)ならば省令上の規制対象とはならないが、合成樹脂容器包装であれば、省令第3条の規制対象となる。この規制は、牛乳の安全性の観点から設定されているものであり、要請者が省令に規定する以外の容器包装の使用を求めるのであれば、求める容器包装を省令に新たに規定することが必要である。また、殺菌基準について要請者は65°C30分又は75°C15秒分間の殺菌を行うこととしているが、殺菌方法によっては、殺菌基準を満たさないことを考へられるので、具体的な殺菌方法が示されない限り判断できない。なお、殺菌基準は省令第3条に基づくものであり、牛乳に関しては「保持式」により殺菌する旨を規定しているが、これと同等以上の殺菌効果を有する方法による殺菌も認めている。このため要請者が「保持式」により殺菌を行っているのであれば規制の対象とはならず、また、「保持式」以外の方法による殺菌であれば殺菌効果の確認が必要である。なお、省令では牛乳の中で「特別牛乳」を定めており、食品衛生法第51条で定める施設基準のうち「特別牛乳採取処理業」の許可を取得すれば、殺菌しない牛乳の製造も可能である。なお、現行の基準を変更する等、省令改正を希望する場合は、安全性・有効性等の科学的データを添えて、厚生労働大臣あて要請する必要がある。</p>

提案主体からの意見	再検討要請	各府省庁からの再検討要請に対する回答	提案主体からの再意見	再々検討要請	各府省庁からの再々検討要請に対する回答
<p>「乳処理業」については道の担当部局と相談することにします。充填については殺菌後、ステンレス製容器(瓶乳缶など)やポリエチレン製の密封容器(市販の喫茶ポットなど)に充填し、専用冷蔵庫で保管する。来訪者への提供は喫茶店許可施設にて、容器よりカップに注いで提供する。殺菌にはアイスクリーム用ミックスの殺菌機(バステライザー)を想定している。自記温度計式機能を備えた殺菌機を用い、殺菌温度、時間の確認をし、記録を残すと考へています。</p>	<p>①④に関して、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>	<p>提案主体から提示された「ステンレス製容器」や「ポリエチレン製容器」については食品衛生法上「器具」と解され、①洗浄に容易な構造であること(乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(以下「省令」という。)別表第一の四の(一)(1)の1)、②食品に直接接觸する部分の原材料はさびを生じないもの又はさびを生じないように加工されたものであること(省令別表第一の四の(一)(1)の2)、③密栓できるもの(省令別表第一の二の(一)(4))に適合するか否か明示していただくことが必要。また、提案主体がポリエチレン製密封容器として考へる「市販の喫茶ポット」は、一般的に密栓が可能とは考へられないことから、密栓できるか否かについて明示していただくことが必要。なお、アイスクリーム用ミックス殺菌機については、一般的に保持式が用いられていることから、提案主体が保持式殺菌機能を有すると考へられる当該機械を用いて、65°C30分又は75°C15秒分間の殺菌を行うのであれば、省令に規定される殺菌基準に適合するものと判断され、規制の対象とならない。このため、提案主体より、使用するアイスクリーム用ミックス殺菌機の殺菌方法が「保持式」であるか否か明示していただくことが必要。なお、詳細については、北海道の食品衛生担当部局に相談されたい。</p>	<p>充填について再度提案します。道の食品衛生部とも相談致しましたが、理解できないことは充填機を使わずに直接詰めのできる容器に移し、保管することが可能かどうかです。私の提案では、1日の処理量は2リットル以下で、殺菌機より直接詰めのできる容器に移し、その後専用の冷蔵庫で保管し、牧場を訪問した者に対して飲食業許可施設にてカップに移し、飲用販売することを想定しています。以上の点についてご意見を求めます。</p>	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>	<p>ご提案の点については、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令上、充填機の使用を義務付けおらず、衛生的な取扱いがなされるのであれば必ずしも充填機の使用は必要なない。北海道も同様の認識であると承知している。</p>

## ○ 食品衛生法（昭和二十二年十二月二十四日法律第二百三十三号）

### 第九条

第一号若しくは第三号に掲げる疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、第一号若しくは第三号に掲げる異常があり、又は死した獣畜（と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第一項に規定する獣畜及び厚生労働省令で定めるその他の物をいう。以下同じ。）の肉、骨、乳、臓器及び血液又は第二号若しくは第三号に掲げる疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、第二号若しくは第三号に掲げる異常があり、又は死した家きん（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第一号に規定する食鳥及び厚生労働省令で定めるその他の物をいう。以下同じ。）の肉、骨及び臓器は、厚生労働省令で定める場合を除き、これを食品として販売し、又は食品として販売の用に供するために、採取し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。ただし、死した獣畜又は家きんの肉、骨及び臓器であつて、当該職員が、人の健康を損なうおそれがない飲食に適すると認めたものは、この限りでない。

一 と畜場法第十四条第六項各号に掲げる疾病又は異常

二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十五条第四項各号に掲げる疾病又は異常

三 前二号に掲げる疾病又は異常以外の疾病又は異常であつて厚生労働省令で定めるもの

### 第十一条

厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

### 第十三条

2 厚生労働大臣は、前項の申請に係る総合衛生管理製造過程の製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法が、厚生労働省令で定める基準に適合しないときは、同項の承認を与えない。

### 第十八条

厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供し、若しくは営業上使用する器具若しくは容器包装若しくはこれらの原材料につき規格を定め、又はこれらの製造方法につき基準を定めることができる。

## ○ 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年十二月二十七日厚生省令第五十二号）

### 第三条

乳等に関し、法第九条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合、法第十一条第一項に規定する成分規格及び製造等の方法の基準、法第十三条第二項（同条第四項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。）に規定する総合衛生管理製造過程の製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法の基準並びに法第十八条第一項に規定する器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準については、別表に定めるところによる。

### 別 表

#### 二 乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準

(一) 乳等一般の成分規格及び製造の方法の基準（略）

(二) 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳の成分規格並びに製造及び保存の方法の基準

(1) 牛乳

##### 1 成分規格

無脂乳固形分 八・〇%以上

乳脂肪分 三・〇%以上

比重（摂氏十五度において）

ジャージー種の牛の乳のみを原料とするもの以外のもの 一・〇二八—一・〇三四

ジャージー種の牛の乳のみを原料とするもの 一・〇二八—一・〇三六

酸度（乳酸として）

ジャージー種の牛の乳のみを原料とするもの以外のもの 〇・一八%以下

ジャージー種の牛の乳のみを原料とするもの 〇・二〇%以下

細菌数（標準平板培養法で一ml当たり） 五〇、〇〇〇以下

大腸菌群 隠性

##### 2 製造の方法の基準

保持式により摂氏六十三度で三十分間加熱殺菌するか、又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法で加熱殺菌すること。

##### 3 保存の方法の基準

a 殺菌後直ちに摂氏十度以下に冷却して保存すること。ただし、常温保存可能品にあつては、この限りでない。

b 常温保存可能品にあつては、常温を超えない温度で保存すること。

# 沖縄地区税關

Okinawa Regional Customs

English | サイトマップ | よくある質問 | お問い合わせ | リンク  
 サイト内検索   
[税關ホームページへ](#)

[トップ](#) > [沖縄地区税關](#) > [沖縄型特定免税店制度](#)

## 沖縄型特定免税店制度

沖縄には、本土とは違う沖縄独自の制度がいくつかあります。この制度は、第2次世界大戦後、アメリカが統治していたときから、沖縄が1972年に本土復帰する際に、日本の制度をスムーズに受け入れられるようにするために、また、本土経済から地元産業を守り、発展させていくために作されました。

このような、沖縄だけの特別な制度には、以下のようなものがあります。

- ▶ [沖縄型特定免税店制度](#)
- ▶ [自由貿易地域制度](#)

### 沖縄型特定免税店制度

～すべての輸入品に係る関税が免税され安く購入できます。～

#### 沖縄型特定免税店制度とは

本制度は平成10年4月、沖縄振興開発特別措置法(現:沖縄振興特別措置法)等の改正により導入された制度で、概要は以下のとおりです。

##### ① 対象商品等

沖縄地区税關長の承認を受けた小売業者から購入し、携帯して沖縄県以外の本邦の地域へ持ち出す輸入商品について、一人20万円の購入金額を限度として関税が免除されます。

##### ② 購入場所

空港ターミナル内又は市中の特定販売施設(内閣総理大臣が指定)。  
※平成16年9月現在、那覇空港ターミナル内北側及び南側にある「沖縄ディーエフエス(株)(沖縄地区税關長が承認した小売業者)でのみ購入ができます。

##### ③ 購入者

沖縄県から沖縄県以外の本邦の地域へ出域する旅客(購入時に航空機の搭乗券を確認します)。

制度の一層の利用促進を図るため、これまでに以下の制度改正が行われました。

(平成13年4月改正)

1. 関税の払い戻し制度から免税販売制度に変更される。
2. 対象品目が輸入品全般に拡大される。(これにより、銀光戻税制度対象の8品目も対象になりました。)

(平成14年4月改正)

1. 購入場所に、空港外の市中の特定販売施設が追加される。(特定販売施設とは、沖縄振興特別措置法第6条に基づき策定される観光振興計画に定められた観光振興地域の区域内にある特定販売施設(内閣総理大臣が指定する部分に限る。)のこと。)
2. 制度の利用期限が平成19年3月末まで延長される。

#### 沖縄型特定免税店制度の仕組み

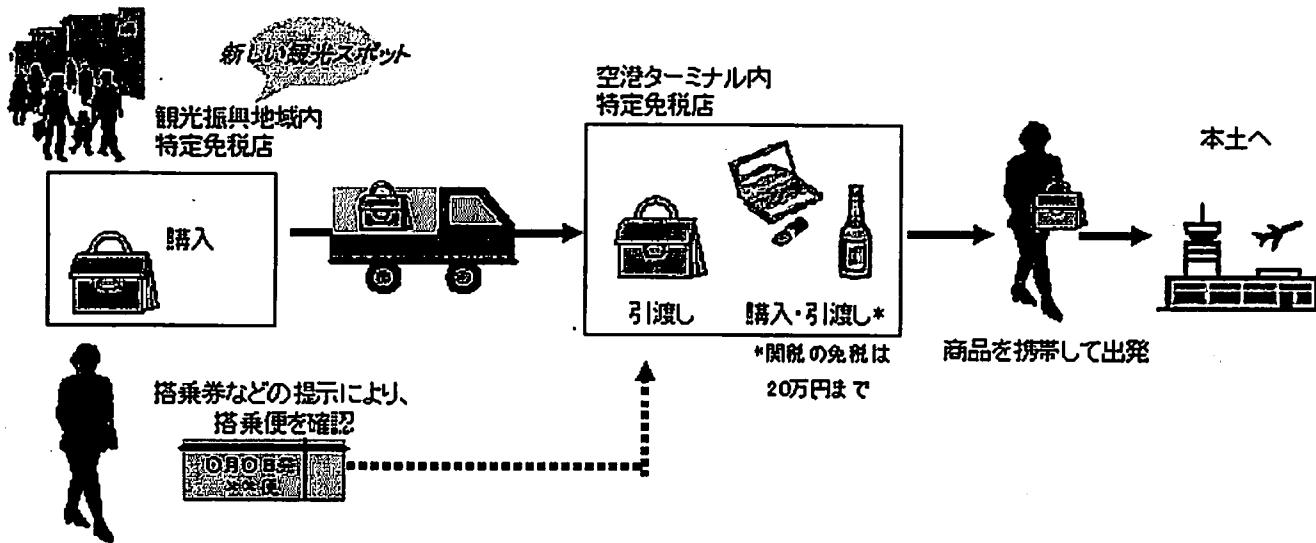


[トップ](#) > [重要施策](#) > [観光リゾート地域](#) >

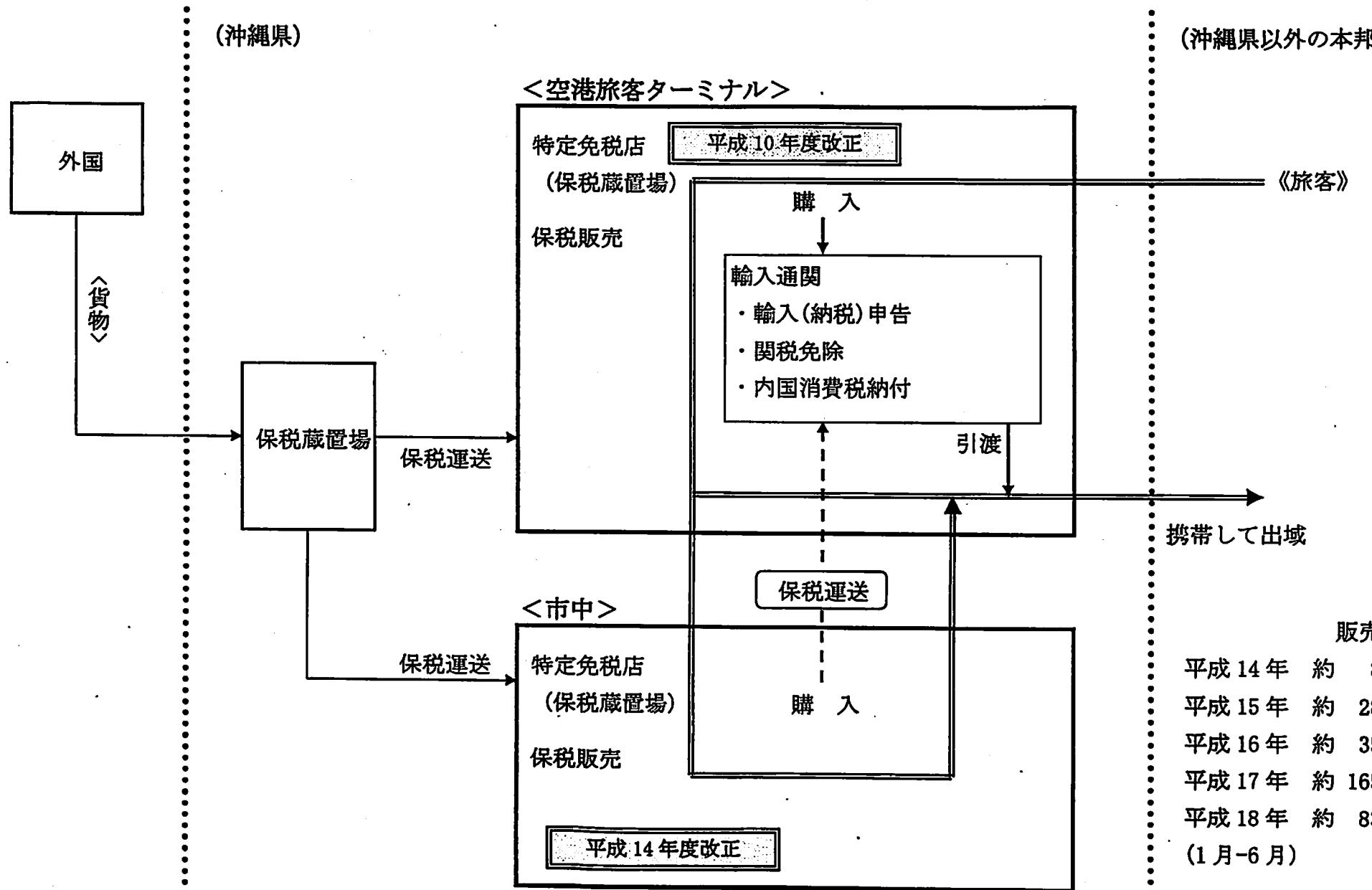
## ○特定免税店制度

沖縄から沖縄以外の本邦の地域へ出域する旅客を対象に、空港内の旅客ターミナル施設において内閣総理大臣が指定する一定の場所又は観光振興地域内の特定販売施設において内閣総理大臣が指定する一定の場所で関税を免除した価格で輸入品が購入できる制度です。国内旅行者を対象として、ウイスキー、香水、革製ハンドバッグなどのすべての取扱商品の関税が免除されます(購入限度額は20万円)

現在は、那覇空港国内線旅客ターミナルビル本館2階の一部及び那覇市おもろまちの「DFSギャラリア沖縄」ビル内が指定され、特定免税店が営業されています。(位置図1:空港内店舗[PDF]、位置図2:空港外店舗[PDF:486KB])



## 沖縄型特定免税店制度の仕組み



[今回答申]: 平成24年3月31日まで適用期限を延長する。

## 平成19年度関税改正における政策評価の活用について

### 政策評価資料（関税改正要望書）の概要

- 関税改正に当たっては、国内外の経済情勢の変化等に対応するため、毎年度、関係省庁から関税改正要望書の提出を受けてヒアリングを実施しつつ、関税率及び関税制度について見直しを行っている。
- 関税改正要望書においては、政策評価制度の趣旨を踏まえ、従来より、政策目的、施策の必要性、要望の措置の適正性等についての記載を求めてきたところである。
- 関税改正要望書は、新規施策と既存措置の延長に分けて記載項目を設けており、その概要是以下のとおりとなっている。

《新規施策》	・改正措置要望の理由、必要性、具体的な効果（政策目的、要望の適正性等） ・改正措置要望の対象となる物品・産業の状況、関税以外の施策 等
《既存措置の延長》	・当該措置の政策効果 ・延長の必要性、今後の延長可能性 等

### 政策評価の活用状況

- 関税改正の検討の際には、関税改正要望書において措置の必要性等の記載内容が客観的事実に基づき論理的に積み上げられているかという点等を確認しつつ、措置によって実現される具体的な効果を重視するとともに、ヒアリング過程において追加資料の提出及び説明を求め、改正作業に活用した。

（関税改正要望の例）沖縄型特定免税店制度の適用期限の延長【内閣府、経済産業省】

#### ① 当該措置の政策効果

- ・現行の沖縄型特定免税店制度の創設以降、沖縄県を訪れる観光客数は順調に伸びており、平成17年は過去最高の550万人を記録したところ。特に、平成16年12月の空港外店舗の開店以降、平成17年の観光客1人当たりの県内消費額（72,421円）は対前年比2.7%増となっており、うち、土産費（18,653円）が対前年比17.2%増となってい

ることから、特定免税店を中心とするリゾートショッピングの進展による効果が大きいものと寄せられる。

#### ② 延長の必要性

- ・本制度は、沖縄県の歴史等、その特殊事情を踏まえ、沖縄県の観光振興を図ることを目的に創設されたものであるが、米国における同時多発テロ、地震・津波等の自然災害により低迷していた海外旅行者数も回復基調にあることから、今後、ハワイや東南アジア等の海外のリゾート地との競合がさらに激しくなることが予想される。
- ・本制度の延長により、沖縄県を訪れる観光客の35.4%が楽しんでいるショッピング観光の魅力を向上させ、海外リゾート地との競争力を高めることを通じて、沖縄県の自立型経済の構築に向けて観光収入の増大や観光客の増加を図る必要がある。

#### ③ 延長を行わなかった場合の影響

- ・本制度の延長を行わない場合、特定免税店が沖縄県から撤退することが予想されることから、沖縄県の観光地としての魅力が低下し、観光客数の減少や県内消費額の低下につながり、沖縄県の基幹産業である観光産業が停滞するおそれがある。

#### ④ 当該制度の今後の延長可能性

- ・世界情勢の安定化等と相まって、今後、ハワイや東南アジア等の海外リゾート地との競合がさらに激しくなることが予想されることから、引き続き本制度は必要であると考えている。

- このような要望及びその後のヒアリング過程における精査・検討の結果、本制度の延長の必要性が十分に認められること等から、沖縄型特定免税店制度について、適用期限を5年間延長することとした。

### 今後の課題

- 各省庁から提出される関税改正要望書の記載内容については、施策の目的・必要性等についての記述は充実したものとなってきている。
- 今後とも、施策の効果を客観的基準に基づいて検証するための指標等の提示を求めつつ、その積極的な活用を進め、毎年度の関税改正作業をより精緻なものにしていくことしたい。

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	700570
特例要望事項	沖縄型特定免税店の出店の容認
意見提出者名	三沢市
意見の要点	<p>三沢市は、米軍・航空自衛隊・民間航空が共同で使用する日本唯一の基地がある街であり、当該基地は行政面積の約5分の1を占めており、基地関連施策が行政運営上の大変な課題となっている。</p> <p>制度の現状の部分に「(沖縄の特殊事情を勘案して特別に認められたもの)」との記載があるが、こうした三沢市の地域事情は沖縄県と同様と考えており、この見解についての認識を伺いたい。</p>
意見に対する回答	「構造改革特区推進のための基本方針」においては、「従来型の財政措置を講じない」ことが明記されている。
担当省庁名	財務省

## ■関税暫定措置法（昭和三十五年三月三十一日法律第三十六号）

### （沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除）

第十四条 沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ出域をする旅客が、個人的用途に供するため、政令で定める金額の範囲内で、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた小売業者から沖縄振興特別措置法第二十六条（輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除）に規定する旅客ターミナル施設において購入した物品又は当該小売業者から同条に規定する特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客ターミナル施設において輸入するもの（当該出域の際に携帯して移出するものに限る。）については、平成二十四年三月三十一日までの間、その関税を免除する。

- 2 前項の規定により関税の免除を受けた物品について、個人的用途以外の用途に供された場合又は同項に規定する出域の際に携帯して移出されなかつた場合には、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。
- 3 税関長は、第一項の承認を受けた小売業者が関税法 その他関税に関する法令の規定に違反した場合には、その承認を取り消すことができる。
- 4 第一項の規定による関税の免除の手続その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

## ■沖縄振興特別措置法（平成十四年三月三十一日法律第十四号）

### （輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除）

第二十六条 沖縄から出域する旅客が個人的用途に供するため空港内の旅客ターミナル施設（内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定する部分に限る。以下この条において単に「旅客ターミナル施設」という。）において購入する物品又は同意観光振興計画に定められた観光振興地域の区域内にある特定販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものをいい、内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定する部分に限る。）において購入し旅客ターミナル施設において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客により携帯して沖縄以外の本邦の地域へ移出されるものについては、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）で定めるところにより、その関税を免除する。